

「気仙沼しんきんＴＫＣ経営者ローン」

(平成２６年４月１日現在)

資 金 使 途	・ 運転資金
融 資 対 象 者	・ ＴＫＣ会員の関与先企業で、ＴＫＣ会員のご紹介を受けた先 ・ 事業歴３年以上、且つＴＫＣ会員事務所と顧問契約を１年以上経過している先 ・ 直近２期決算のいずれかで利益計上されている先、ただし個人事業者の方はいずれの期においても利益計上している先 ・ 借入金合計は、年商の範囲内といたします。(但し手形割引を除きます。) ・ その他当金庫所定の基準を満たしている先
融 資 金 額	・ １００万円以上１，０００万円以内
融 資 単 位	・ １０万円単位です。
融 資 期 間	・ １ヶ月以上７年以内
融 資 金 利	・ 金庫所定となります。 (変動金利扱いで当金庫長期プライムレートに連動いたします。)
返 済 方 法	・ 元金均等毎月割賦返済 ・ 期日一括返済
連 帯 保 証 人	・ 法人の場合・・・代表者の方 ・ 個人事業者の場合・・・配偶者または事業承継者の方
担 保	・ 不要です。
保 証 料	・ 不要です。
手 数 料	・ 融資手数料として３，０００円（消費税別）がかかります。
そ の 他	・ 借入申込書兼紹介状でＴＫＣ会員事務所の紹介記載が必要です。 ・ 直近３期分の決算書（確定申告書、決算報告書、内訳書）が必要です。ただし、直近決算から６ヶ月以上経過している場合は、月次試算表が必要になります。データ処理実績証明書・資産証明書・定款・商業登記簿謄本・短期経営改善計画書、５ヶ年経営改善計画書、許認可証（写）等 ・ その他、当金庫が必要と認めた書類をいただきます。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（９時～１７時、電話：０２２６-２２-６８３０）にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３-３５８１-００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３-３５９５-８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３-３５８１-２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３-３５１７-５８２５）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください
---------------------------	--

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉